

令和4年6月22日

海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表

海部南部消防組合

下記のとおり、懲戒処分等を行ったので、「海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき公表します。

記

1 被処分者所属	消防署北分署
2 階級及び氏名	消防士長 浅倉祐太
3 年齢及び性別	32歳 男性
4 懲戒処分年月日	令和4年6月22日
5 懲戒処分内容	懲戒免職
6 懲戒処分の理由	<p>令和4年5月5日午後2時10分頃、弥富市内の女性方に侵入し、女性に対しカッターナイフで脅し、乱暴（強制的性交等）をしたとして、公務員の職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分を行ったものである。</p> <p>なお、本件に関しては、令和4年6月2日に愛知県蟹江警察署に逮捕され、現在、同署にて身柄が確保されている。</p>
7 管理監督者責任	消防長を嚴重注意、次長以下3名の管理監督者を口頭注意
8 消防長のコメント	<p>この度の事件につきましては、被害者及び住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げますとともに、住民の生命財産を守る立場にある消防職員としてあってはならない行為であり、厳正に処分を行うことといたしました。</p> <p>今後は、組織としても、この事実を厳粛に受け止め、このようなことが二度とないように職員の指導・監督をより一層徹底し、住民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。</p>

お問い合わせ先

消防本部 総務課

次長兼総務課長 佐藤、主幹 日野

電話 0567-52-3149

FAX 0567-52-3114